

## 財務諸表に関する意見について

### ① 財務諸表の承認（地独法第34条関係）

- ・法人は知事に事業年度終了後3か月以内に財務諸表を知事に提出し承認を受ける
- ・知事は評価委員会の意見を聴いて承認する
- ・知事の承認後、法人は財務諸表を公告・公開する

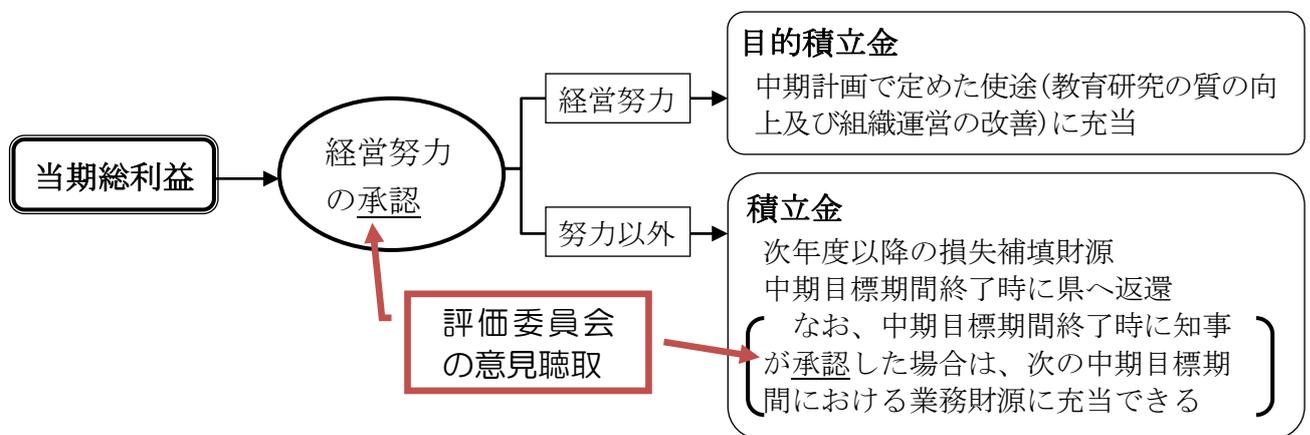
### ② 利益処分の承認（地独法第40条関係）

#### 【毎事業年度の取扱い】

- ・法人は各事業年度の残余（利益）を中期計画で定めた用途に充当することができる
- ・知事は評価委員会の意見を聴いて承認する

#### 【中期目標期間終了時の取扱い】

- ・法人は中期目標期間終了時の積立金を次の中期目標期間における業務の財源に充当することができる
- ・知事は評価委員会の意見を聴いて承認する



#### ◇経営努力承認の考え方について

「地方独立行政法人会計基準注釈」平成16年総務省告示第221号

- ① 運営費交付金及び補助金等以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- ② 業務を効率的に行ったために費用が減少した場合は経営努力によるものとする。  
(本来行うべき業務を行わなかった場合は経営努力によらないものとする。)
- ③ その他、法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。